

国自環第172号の2
令和2年3月30日

一般社団法人 公営交通事業協会会長 殿

国土交通省自動車局環境政策課長



令和2年度自動車環境総合改善対策費補助金に係る交付申請の受付期間等について

令和2年度自動車環境総合改善対策費補助金の執行については、「自動車環境総合改善対策費補助金交付要綱」（令和2年3月30日付け国自環第163号、国自旅第309号、国自貨第159号。以下「交付要綱」という。）及び「自動車環境総合改善対策費補助金に関する運用方針」（令和2年3月30日付け国自環第164号、国自旅第310号、国自貨第160号）によるもののほか、交付要綱別表の大臣が定める期間等については、以下のとおり取り扱うものとする。

（1）交付予定枠の申し込み期間（交付要綱第4条、別表）

令和2年9月1日から令和2年9月18日まで

（2）通常申請（交付要綱第5条第1項）

- ①申請対象車両 令和3年1月1日から令和3年3月31日までの間に新車新規登録（使用過程車を電気自動車、天然ガス自動車に改造する場合は車検証の交付。以下同じ。）されるもの（ただし、（1）の期間に地方運輸局長（沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）に対して交付予定枠の申し込みを行い、内定通知を受けたものに限る。）
- ②申請受付期間 令和2年11月2日から令和2年11月27日まで

（3）実績申請（交付要綱第5条第3項）

- ①申請対象車両 原則として、令和2年4月1日から令和2年12月31日までの間に新車新規登録されたもの（ただし、（1）の期間に地方運輸局長に対して交付予定枠の申し込みを行い、内定通知を受けたものに限る。）
- ②申請受付期間 登録された日から30日を経過した日まで。ただし、令和2年10月31日までに登録されたものにあつては、令和2年11月27日までを申請受付期間とする。

国自環第172号の2
令和2年3月30日

公益社団法人 日本バス協会会長 殿

国土交通省自動車局環境政策課長



令和2年度自動車環境総合改善対策費補助金に係る交付申請の受付期間等について

令和2年度自動車環境総合改善対策費補助金の執行については、「自動車環境総合改善対策費補助金交付要綱」（令和2年3月30日付け国自環第163号、国自旅第309号、国自貨第159号。以下「交付要綱」という。）及び「自動車環境総合改善対策費補助金に関する運用方針」（令和2年3月30日付け国自環第164号、国自旅第310号、国自貨第160号）によるもののほか、交付要綱別表の大臣が定める期間等については、以下のとおり取り扱うものとする。

(1) 交付予定枠の申し込み期間（交付要綱第4条、別表）

令和2年9月1日から令和2年9月18日まで

(2) 通常申請（交付要綱第5条第1項）

①申請対象車両 令和3年1月1日から令和3年3月31日までの間に新車新規登録（使用過程車を電気自動車、天然ガス自動車に改造する場合は車検証の交付。以下同じ。）されるもの（ただし、(1)の期間に地方運輸局長（沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）に対して交付予定枠の申し込みを行い、内定通知を受けたものに限る。）

②申請受付期間 令和2年11月2日から令和2年11月27日まで

(3) 実績申請（交付要綱第5条第3項）

①申請対象車両 原則として、令和2年4月1日から令和2年12月31日までの間に新車新規登録されたもの（ただし、(1)の期間に地方運輸局長に対して交付予定枠の申し込みを行い、内定通知を受けたものに限る。）

②申請受付期間 登録された日から30日を経過した日まで。ただし、令和2年10月31日までに登録されたものにあつては、令和2年11月27日までを申請受付期間とする。

国自環第172号の2
令和2年3月30日

一般社団法人 全国ハイヤー・タクシー連合会会長 殿

国土交通省自動車局環境政策課長



令和2年度自動車環境総合改善対策費補助金に係る交付申請の受付期間等について

令和2年度自動車環境総合改善対策費補助金の執行については、「自動車環境総合改善対策費補助金交付要綱」（令和2年3月30日付け国自環第163号、国自旅第309号、国自貨第159号。以下「交付要綱」という。）及び「自動車環境総合改善対策費補助金に関する運用方針」（令和2年3月30日付け国自環第164号、国自旅第310号、国自貨第160号）によるもののほか、交付要綱別表の大臣が定める期間等については、以下のとおり取り扱うものとする。

（1）交付予定枠の申し込み期間（交付要綱第4条、別表）

令和2年9月1日から令和2年9月18日まで

（2）通常申請（交付要綱第5条第1項）

- ①申請対象車両 令和3年1月1日から令和3年3月31日までの間に新車新規登録（使用過程車を電気自動車、天然ガス自動車に改造する場合は車検証の交付。以下同じ。）されるもの（ただし、（1）の期間に地方運輸局長（沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）に対して交付予定枠の申し込みを行い、内定通知を受けたものに限る。）
- ②申請受付期間 令和2年11月2日から令和2年11月27日まで

（3）実績申請（交付要綱第5条第3項）

- ①申請対象車両 原則として、令和2年4月1日から令和2年12月31日までの間に新車新規登録されたもの（ただし、（1）の期間に地方運輸局長に対して交付予定枠の申し込みを行い、内定通知を受けたものに限る。）
- ②申請受付期間 登録された日から30日を経過した日まで。ただし、令和2年10月31日までに登録されたものにあつては、令和2年11月27日までを申請受付期間とする。

国自環第172号の2
令和2年3月30日

一般社団法人 全国個人タクシー協会会長 殿

国土交通省自動車局環境政策課長



令和2年度自動車環境総合改善対策費補助金に係る交付申請の受付期間等について

令和2年度自動車環境総合改善対策費補助金の執行については、「自動車環境総合改善対策費補助金交付要綱」（令和2年3月30日付け国自環第163号、国自旅第309号、国自貨第159号。以下「交付要綱」という。）及び「自動車環境総合改善対策費補助金に関する運用方針」（令和2年3月30日付け国自環第164号、国自旅第310号、国自貨第160号）によるもののほか、交付要綱別表の大臣が定める期間等については、以下のとおり取り扱うものとする。

(1) 交付予定枠の申し込み期間（交付要綱第4条、別表）

令和2年9月1日から令和2年9月18日まで

(2) 通常申請（交付要綱第5条第1項）

- ①申請対象車両 令和3年1月1日から令和3年3月31日までの間に新車新規登録（使用過程車を電気自動車、天然ガス自動車に改造する場合は車検証の交付。以下同じ。）されるもの（ただし、(1)の期間に地方運輸局長（沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）に対して交付予定枠の申し込みを行い、内定通知を受けたものに限る。）
- ②申請受付期間 令和2年11月2日から令和2年11月27日まで

(3) 実績申請（交付要綱第5条第3項）

- ①申請対象車両 原則として、令和2年4月1日から令和2年12月31日までの間に新車新規登録されたもの（ただし、(1)の期間に地方運輸局長に対して交付予定枠の申し込みを行い、内定通知を受けたものに限る。）
- ②申請受付期間 登録された日から30日を経過した日まで。ただし、令和2年10月31日までに登録されたものにあつては、令和2年11月27日までを申請受付期間とする。

国自環第172号の2
令和2年3月30日

公益社団法人 全日本トラック協会会長 殿

国土交通省自動車局環境政策課長



令和2年度自動車環境総合改善対策費補助金に係る交付申請の受付期間等について

令和2年度自動車環境総合改善対策費補助金の執行については、「自動車環境総合改善対策費補助金交付要綱」（令和2年3月30日付け国自環第163号、国自旅第309号、国自貨第159号。以下「交付要綱」という。）及び「自動車環境総合改善対策費補助金に関する運用方針」（令和2年3月30日付け国自環第164号、国自旅第310号、国自貨第160号）によるもののほか、交付要綱別表の大臣が定める期間等については、以下のとおり取り扱うものとする。

（1）交付予定枠の申し込み期間（交付要綱第4条、別表）

令和2年9月1日から令和2年9月18日まで

（2）通常申請（交付要綱第5条第1項）

- ①申請対象車両 令和3年1月1日から令和3年3月31日までの間に新車新規登録（使用過程車を電気自動車、天然ガス自動車に改造する場合は車検証の交付。以下同じ。）されるもの（ただし、（1）の期間に地方運輸局長（沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）に対して交付予定枠の申し込みを行い、内定通知を受けたものに限る。）
- ②申請受付期間 令和2年11月2日から令和2年11月27日まで

（3）実績申請（交付要綱第5条第3項）

- ①申請対象車両 原則として、令和2年4月1日から令和2年12月31日までの間に新車新規登録されたもの（ただし、（1）の期間に地方運輸局長に対して交付予定枠の申し込みを行い、内定通知を受けたものに限る。）
- ②申請受付期間 登録された日から30日を経過した日まで。ただし、令和2年10月31日までに登録されたものにあつては、令和2年11月27日までを申請受付期間とする。

国自環第172号の2
令和2年3月30日

公益社団法人 全国通運連盟会長 殿

国土交通省自動車局環境政策課長



令和2年度自動車環境総合改善対策費補助金に係る交付申請の受付期間等について

令和2年度自動車環境総合改善対策費補助金の執行については、「自動車環境総合改善対策費補助金交付要綱」（令和2年3月30日付け国自環第163号、国自旅第309号、国自貨第159号。以下「交付要綱」という。）及び「自動車環境総合改善対策費補助金に関する運用方針」（令和2年3月30日付け国自環第164号、国自旅第310号、国自貨第160号）によるもののほか、交付要綱別表の大臣が定める期間等については、以下のとおり取り扱うものとする。

（1）交付予定枠の申し込み期間（交付要綱第4条、別表）

令和2年9月1日から令和2年9月18日まで

（2）通常申請（交付要綱第5条第1項）

- ①申請対象車両 令和3年1月1日から令和3年3月31日までの間に新車新規登録（使用過程車を電気自動車、天然ガス自動車に改造する場合は車検証の交付。以下同じ。）されるもの（ただし、（1）の期間に地方運輸局長（沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）に対して交付予定枠の申し込みを行い、内定通知を受けたものに限る。）
- ②申請受付期間 令和2年11月2日から令和2年11月27日まで

（3）実績申請（交付要綱第5条第3項）

- ①申請対象車両 原則として、令和2年4月1日から令和2年12月31日までの間に新車新規登録されたもの（ただし、（1）の期間に地方運輸局長に対して交付予定枠の申し込みを行い、内定通知を受けたものに限る。）
- ②申請受付期間 登録された日から30日を経過した日まで。ただし、令和2年10月31日までに登録されたものにあつては、令和2年11月27日までを申請受付期間とする。

国自環第 172 号の 2
令和 2 年 3 月 30 日

一般財団法人 環境優良車普及機構理事長 殿

国土交通省自動車局環境政策課長



令和 2 年度自動車環境総合改善対策費補助金に係る交付申請の受付期間等について

令和 2 年度自動車環境総合改善対策費補助金の執行については、「自動車環境総合改善対策費補助金交付要綱」（令和 2 年 3 月 30 日付け国自環第 163 号、国自旅第 309 号、国自貨第 159 号。以下「交付要綱」という。）及び「自動車環境総合改善対策費補助金に関する運用方針」（令和 2 年 3 月 30 日付け国自環第 164 号、国自旅第 310 号、国自貨第 160 号）によるもののほか、交付要綱別表の大臣が定める期間等については、以下のとおり取り扱うものとする。

（1）交付予定枠の申し込み期間（交付要綱第 4 条、別表）

令和 2 年 9 月 1 日から令和 2 年 9 月 18 日まで

（2）通常申請（交付要綱第 5 条第 1 項）

- ①申請対象車両 令和 3 年 1 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に新車新規登録（使用過程車を電気自動車、天然ガス自動車に改造する場合は車検証の交付。以下同じ。）されるもの（ただし、（1）の期間に地方運輸局長（沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）に対して交付予定枠の申し込みを行い、内定通知を受けたものに限る。）
- ②申請受付期間 令和 2 年 11 月 2 日から令和 2 年 11 月 27 日まで

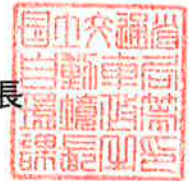
（3）実績申請（交付要綱第 5 条第 3 項）

- ①申請対象車両 原則として、令和 2 年 4 月 1 日から令和 2 年 12 月 31 日までの間に新車新規登録されたもの（ただし、（1）の期間に地方運輸局長に対して交付予定枠の申し込みを行い、内定通知を受けたものに限る。）
- ②申請受付期間 登録された日から 30 日を経過した日まで。ただし、令和 2 年 10 月 31 日までに登録されたものにあつては、令和 2 年 11 月 27 日までを申請受付期間とする。

国自環第172号の2
令和2年3月30日

一般社団法人 全国霊枢自動車協会会長 殿

国土交通省自動車局環境政策課長



令和2年度自動車環境総合改善対策費補助金に係る交付申請の受付期間等について

令和2年度自動車環境総合改善対策費補助金の執行については、「自動車環境総合改善対策費補助金交付要綱」（令和2年3月30日付け国自環第163号、国自旅第309号、国自貨第159号。以下「交付要綱」という。）及び「自動車環境総合改善対策費補助金に関する運用方針」（令和2年3月30日付け国自環第164号、国自旅第310号、国自貨第160号）によるもののほか、交付要綱別表の大臣が定める期間等については、以下のとおり取り扱うものとする。

（1）交付予定枠の申し込み期間（交付要綱第4条、別表）

令和2年9月1日から令和2年9月18日まで

（2）通常申請（交付要綱第5条第1項）

- ①申請対象車両 令和3年1月1日から令和3年3月31日までの間に新車新規登録（使用過程車を電気自動車、天然ガス自動車に改造する場合は車検証の交付。以下同じ。）されるもの（ただし、（1）の期間に地方運輸局長（沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）に対して交付予定枠の申し込みを行い、内定通知を受けたものに限る。）
- ②申請受付期間 令和2年11月2日から令和2年11月27日まで

（3）実績申請（交付要綱第5条第3項）

- ①申請対象車両 原則として、令和2年4月1日から令和2年12月31日までの間に新車新規登録されたもの（ただし、（1）の期間に地方運輸局長に対して交付予定枠の申し込みを行い、内定通知を受けたものに限る。）
- ②申請受付期間 登録された日から30日を経過した日まで。ただし、令和2年10月31日までに登録されたものにあつては、令和2年11月27日までを申請受付期間とする。

国自環第172号の2
令和2年3月30日

一般社団法人 日本自動車リース協会連合会会長 殿

国土交通省自動車局環境政策課長



令和2年度自動車環境総合改善対策費補助金に係る交付申請の受付期間等について

令和2年度自動車環境総合改善対策費補助金の執行については、「自動車環境総合改善対策費補助金交付要綱」（令和2年3月30日付け国自環第163号、国自旅第309号、国自貨第159号。以下「交付要綱」という。）及び「自動車環境総合改善対策費補助金に関する運用方針」（令和2年3月30日付け国自環第164号、国自旅第310号、国自貨第160号）によるもののほか、交付要綱別表の大臣が定める期間等については、以下のとおり取り扱うものとする。

(1) 交付予定枠の申し込み期間（交付要綱第4条、別表）

令和2年9月1日から令和2年9月18日まで

(2) 通常申請（交付要綱第5条第1項）

①申請対象車両 令和3年1月1日から令和3年3月31日までの間に新車新規登録（使用過程車を電気自動車、天然ガス自動車に改造する場合は車検証の交付。以下同じ。）されるもの（ただし、(1)の期間に地方運輸局長（沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）に対して交付予定枠の申し込みを行い、内定通知を受けたものに限る。）

②申請受付期間 令和2年11月2日から令和2年11月27日まで

(3) 実績申請（交付要綱第5条第3項）

①申請対象車両 原則として、令和2年4月1日から令和2年12月31日までの間に新車新規登録されたもの（ただし、(1)の期間に地方運輸局長に対して交付予定枠の申し込みを行い、内定通知を受けたものに限る。）

②申請受付期間 登録された日から30日を経過した日まで。ただし、令和2年10月31日までに登録されたものにあつては、令和2年11月27日までを申請受付期間とする。

国自環第172号の2
令和2年3月30日

一般社団法人 日本自動車販売協会連合会会長 殿

国土交通省自動車局環境政策課長



令和2年度自動車環境総合改善対策費補助金に係る交付申請の受付期間等について

令和2年度自動車環境総合改善対策費補助金の執行については、「自動車環境総合改善対策費補助金交付要綱」（令和2年3月30日付け国自環第163号、国自旅第309号、国自貨第159号。以下「交付要綱」という。）及び「自動車環境総合改善対策費補助金に関する運用方針」（令和2年3月30日付け国自環第164号、国自旅第310号、国自貨第160号）によるもののほか、交付要綱別表の大臣が定める期間等については、以下のとおり取り扱うものとする。

（1）交付予定枠の申し込み期間（交付要綱第4条、別表）

令和2年9月1日から令和2年9月18日まで

（2）通常申請（交付要綱第5条第1項）

- ①申請対象車両 令和3年1月1日から令和3年3月31日までの間に新車新規登録（使用過程車を電気自動車、天然ガス自動車に改造する場合は車検証の交付。以下同じ。）されるもの（ただし、（1）の期間に地方運輸局長（沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）に対して交付予定枠の申し込みを行い、内定通知を受けたものに限る。）
- ②申請受付期間 令和2年11月2日から令和2年11月27日まで

（3）実績申請（交付要綱第5条第3項）

- ①申請対象車両 原則として、令和2年4月1日から令和2年12月31日までの間に新車新規登録されたもの（ただし、（1）の期間に地方運輸局長に対して交付予定枠の申し込みを行い、内定通知を受けたものに限る。）
- ②申請受付期間 登録された日から30日を経過した日まで。ただし、令和2年10月31日までに登録されたものにあつては、令和2年11月27日までを申請受付期間とする。